

競争入札参加資格申請の手引

長崎県警察本部警務部会計課

申請書の提出

① 受付期間

告示日から令和6年5月14日まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後5時まで
期間内に提出できない場合には、入札に参加できません。

② 提出場所

下記の場所へ直接持参して下さい。（郵送等は不可）

〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

長崎県警察本部警務部会計課契約係

電話 (代表) 095-820-0110 (内線2234)

(FAX) 095-829-0051

③ その他

- ・資格審査の結果は、「資格審査結果通知書」により通知（原則郵送）します。
- ・資格の有効期間は、資格を取得した日から令和8年3月31日までとなります。

申請書を受付 できない方

次の方は、申請書を受付できません。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- 2 令第167号の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- 3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく、電気工事業に係る建設業の許可を有していない者
- 4 工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和53年12月8日長崎県告示第975号）に基づく入札参加資格を有していない者
- 5 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- 6 申請書を提出する日の前日現在で、1年以上の営業実績を有しない者
- 7 申請書の提出期限の日及び入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- 8 申請書の提出期限の日及び入札期日までの間において、「長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領」（令和5年2月17日付け崎組(暴排)第7号）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 9 添付書類を提出しない者

申請書添付書類

申請には、「競争入札参加資格申請書」のほかに、次の書類が必要です。

区分	添付書類
建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく、電気工事業に係る建設業の許可を証する書類	写し （「建設業の許可について（通知）」等でも可）

申請書の 記載方法

1) 申請書の表 (法人・個人共通)

(1) 登録番号は、記入しないこと。

(2) 郵便番号、所在地、商号又は名称、代表者職氏名、電話番号、FAX番号欄は、手書きゴム印を問わないが、次の要領によりわかりやすく記入のこと。

ア. 「所在地」欄での丁目、番号は「- (ハイフン)」により省略して記載すること。

(例)

長崎市尾上町3-3

イ. 「商号又は名称」の欄で、株式会社等法人の場合は、次のように略号を用いること。

株式会社…(株) 有限会社…(有) 合名会社…(名) 合資会社…(資)

フリガナの欄は、カタカナで記載し、(株)、(有)等のフリガナは記載しないこと。

(例)

オノウエ
(株) 尾上

ウ. 「代表者職氏名」の欄は、氏名のフリガナはカタカナで記載すること。なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

(例)

オノウエ タロウ
代表取締役 尾上 太郎

エ. 「電話番号」「FAX番号」の欄は、市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、() は用いないこと。

(例)

095-820-0110

オ. 「支社」は、支社等に入札・契約等の権限を委任する場合に記入すること。

(3) 支社(店)等に、入札等の権限を委任する場合でも、本社名で申請すること。

(4) 「1 課税、2 非課税」は、消費税法に基づく区分で、申請時点で該当する課税区分番号を○で囲むこと。

『消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書』の添付の要否は、ここで判断するので、相違ないように十分留意すること。

2) 1 誓約書 (法人・個人共通)

本社の代表者及び入札等の権限を支社等に委任した場合は支社等の代表者もそれぞれ誓約書を提出すること。(複数の支社等に権限を委任する場合は、すべての支社等の代表者それぞれ誓約書を提出すること。)

3) 2 委任状

- ・ 支社等に権限を委任する場合は、必ず記入すること。
- ・ 被委任者（受任者）は支社（店）等の代表者を記入すること。（複数の支社等に権限を委任する場合は、被委任者（受任者）毎に委任状を提出すること。）
- ・ 委任期間は、申請の日から令和7年3月31日まで。

4) 印鑑届（様式第2号）

入札、見積、契約、請求等、県と取引をする場合に使用する印（支社等に権限を委任する場合は支社長等の印。複数の支社等に権限を委任する場合は、すべての支社等毎に印鑑届を提出すること。）

実印、登記印である必要はない。

5) 口座振替申込書（様式第3号）

金融機関の証明を受けた口座振替申込書

（支社等に権限を委任する場合は支社等の口座振替申込書。複数の支社等に権限を委任する場合は、すべての支社等毎に口座振替申込書を提出すること。）

なお、金融機関店番コード及び口座名義人（カタカナ）欄は、必ず取引金融機関に記入させること。